役員報酬規程

第1条 理事及び監事ならびに評議員に対する報酬は下表の通りとする。

	報酬額	支給基準
理事	10,000 円 /出席	会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。
		また、同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複
		して支給はしない。また、委任状による出席の場合は
		支給をしない。
監事	10,000円 /出席	会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。
		また、同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複
		して支給はしない。また、委任状による出席の場合は
		支給をしない。
評議員	10,000円 /出席	会議に出席した月の翌月 15 日に振込にて支給する。
		また、同じ月に複数回の会を行った場合であっても重複
		して支給はしない。また、委任状による出席の場合は、
		支給をしない。
		定款第8条第1項の定めにより年度の評議員への支給総
		額を 3,000,000 円以下とすることから、これを超える
		支給は行わない。